

口座振替サービス規定

第 1 条（口座振替サービスのお申込み）

口座振替サービス（以下「本サービス」といいます。）をご利用するためには、セブン銀行（以下「当社」といいます。）所定のお手続きに従いお申込みをするものとします。口座振替サービスの申込方法の詳細については、当社ホームページに掲載しますので、ご確認ください。なお、当社におけるお手続きに加え、収納機関との間で別途所定のお手続きが必要となる場合があります。

第 2 条（引落とし）

1. 収納機関から当社に対し口座振替の振替明細が送付された場合は、お客さまに通知することなく、振替明細の請求金額をお客さまのセブン銀行口座普通預金（以下「普通預金」といいます。）から引落としのうえ支払うこととします。この場合、「セブン銀行取引規定」および「普通預金規定」にかかわらず、お客さまのお手続きなしで当社にて引落としを行います。
2. 振替日において振替明細の請求金額が普通預金から払戻すことのできる金額を超えるときは、引落としを行わないものとします。
3. 収納機関の都合でお客さま番号等が変更になったときは、変更後のお客さま番号等で引続き取扱うものとします。

第 3 条（口座連携サービス）

1. 口座連携サービスを利用した口座振替の1日あたりのご利用限度額は、当社所定の金額とします。限度額は全ての収納機関を合算します。
2. 当社は、前項の1日あたりのご利用限度額をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

第 4 条（解約）

本サービスをご解約になる場合は、当社所定の方法により当社に届けてください。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から振替明細の送付がない等相当の事由があるときは、お客さまから特にお申出がない限り、当社は本サービスが終了したものと取扱うことができるものとします。また、口座が解約されたときは、本サービスも解約されたものとします。

第 5 条（個人情報の取扱い）

1. 本サービスのお申込みにかかる申込受付結果およびお申込みに基づく口座振替結果等の情報を、収納機関における商品、サービス提供その他収納状況の確認・管理等の付随業務のため、当社から収納機関に提供する場合があります。
2. 当社によるお客さま確認手続きが完了しているか否かの情報を、収納機関におけるお客さま確認のため、当社から収納機関に提供する場合があります。

第 6 条（免責）

本サービスについて仮に紛議が生じても、当社の責による場合を除き、当社は一切責任を負いません。なお、取引内容、残高に相違がある場合において、お客さまと当社との間で疑義が生じたときは、当社の記録の内容をもって取扱うものとします。

第 7 条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社の他の規定、規則等の定めるところによるものとします。

第 8 条（規定の変更）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(2020年8月21日改定)